

軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

年 月 日

大和高田市長 様

つぎのとおり申告(報告)及び申請します。

申告の理由		種 別		標識番号	
新規	変更	原動機付自転車	小型特殊自動車	納税義務発生 年月日	年 月 日
☐ 購入 ☐ 譲受 ☐ 転入 ☐ その他 ()	☐ 所有者 ☐ 使用者 ☐ 住所 ☐ 標識番号 ☐ その他 ()	☐ 第一種 一般原付 (総排気量0.05L又は定格出力0.6kW以下) ☐ 第一種 一般原付 (総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下) ☐ 第一種 特定小型原付 (定格出力0.6kW以下)(電動キックボード等) ☐ 第二種 乙 (総排気量0.09L又は定格出力0.8kW以下) ☐ 第二種 甲 (総排気量0.125L又は定格出力1.0kW以下) ☐ ミニカー	☐ 農耕作業用 ☐ その他 ()	旧標識番号	

納税(申告・報告)義務者	所有者	住所又は所在地	〒 —				所有形態	1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. その他()				
		(フリガナ)氏名又は名称					主たる定置場 ※()内は旧の主たる定置場所在の市町村名を記入	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ () 2. ()				
		生年月日	年 月 日	電話番号			車 名	型式及び年式	原動機の型式番号			
							型 年式					
	使用者	住所又は所在地	〒 —				車 台 番 号	型式認定番号	総排気量又は定格出力 L kW			
		(フリガナ)氏名又は名称					長 さ	幅	最高速度	最高出力		
		生年月日	年 月 日	電話番号			cm	cm	km/h	kW		
	届出者	続柄()	住所又は所在地					販売渡 証明書	上記 原動機付自転車 ☐ 第一種 一般原付 (総排気量0.05L又は定格出力0.6kW以下) ☐ 第一種 一般原付 (総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下) ☐ 第一種 特定原付 (定格出力0.6kW以下) ☐ 第二種 乙 (総排気量0.09L又は定格出力0.8kW以下) ☐ 第二種 甲 (総排気量0.125L又は定格出力1.0kW以下) ☐ ミニカー ☐ 小型特殊自動車 を販売又は譲渡したことを証明します。 住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号			
			(フリガナ)氏名又は名称									
生年月日			年 月 日	電話番号								
処理欄						受付印						
本人確認 ☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ その他()												

第33号の5様式記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成してください。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□(チェック欄)に✓を記入してください。なお、「種別」の欄については、該当箇所の□(チェック欄)のいずれか1つのみに✓を記入してください。
- 3 「納税(申告・報告)義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、「所有者」の欄を記入し、「使用者の欄は「□所有者と同じ」に✓を記入してください。
- 4 「届出者」の欄には、申告に来られた方が納税義務者の方である場合は、「□所有者と同じ」または「□使用者と同じ」のいずれかに✓を記入し、納税義務者以外の方である場合は記入してください。
- 5 「所有形態」の欄については、該当項目を○で囲んでください。また、「5.その他」に該当する場合は、()内にその詳細を記入してください。
- 6 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入してください。また、変更の申告の場合については、()内に旧の主たる定置場所在の市町村名を記入してください。
- 7 「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入してください。
- 8 「最高出力」の欄は、総排気量 125cc 以下かつ最高出力 4.0kW 以下の一般原付の申告時のみ記入してください。
- 9 販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡をした方が、該当箇所の(チェック欄)に✓を記入し、その方の住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入してください。の(チェック欄)に✓を記入し、その方の住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入してください。
- 10 この申告書の内容について、後日に納税義務者の方にお問い合わせさせていただく場合があります。

備考 申告者・報告者におかれましては、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、道路運送車両の保安基準第1条第1項第13号の6イ及びロに規定する要件の全てに該当するものでなければ、特定小型原動機付自転車に該当しませんのでご注意ください